

広島県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十五年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
尾道市向島町字高見一六一の一六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅